

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認千葉地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	33 件
国民年金関係	14 件
厚生年金関係	19 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	27 件
国民年金関係	15 件
厚生年金関係	12 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年4月から51年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年4月から51年12月まで

私は、夫婦で事業所を経営し、昭和47年4月以降の国民年金保険料を、夫婦一緒に納付しており、過去の未納分は一括で納付した記憶があるので、私だけが未納となっていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間については、申立人の国民年金手帳記号番号が申立人の夫と連番で払い出され、納付状況もおおむね一致していることから、夫婦と一緒に国民年金保険料を納付する意思があったと推測され、その夫は、申立期間において、昭和47年度から49年度までの期間は前納保険料で納付、昭和50年4月から51年9月までの期間は現年度保険料で納付及び51年10月から同年12月までの期間は特例納付で納付済みとなっているので、申立人も同様に納付していたと考えても不自然ではない。

また、社会保険事務所で保管する特殊台帳によると、申立人の夫の国民年金の被保険者期間については、過去の未納分をすべて特例納付し、未納期間は無く、特例納付した納付月数は夫婦合わせて154か月あり、国民年金制度への関心及び保険料の納付意識の高さがうかがえる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和56年1月から57年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和32年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年1月から57年3月まで

国民年金への加入手続は、昭和52年9月に私の母が行い、国民年金保険料は、56年1月から同年3月までの期間については父が、また、同年4月から57年3月までの期間については、私自身が納税組合に納付していたので、未納と記録されていることには納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和52年9月に国民年金に加入以降、申立期間を除き、国民年金加入期間に未納期間は無い。

また、申立期間前後の国民年金保険料は納付済みであり、申立期間は15か月と比較的短期間である。

さらに、申立人が居住していた地域では、納税組合による保険料の集金が行われていたことが確認できる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から同年9月まで

私は、昭和36年4月から同年9月までの6か月間の国民年金保険料を国民年金加入手続時に一括納付したはずであり、未納となっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持している国民年金手帳の発行日は昭和36年12月1日であるが、資格取得欄には、36年4月1日に任意加入と記載されており、その後の資格取得日の訂正は無い。ところが、社会保険事務所が保管する申立人の特殊台帳及びA区の被保険者名簿によると、申立人の資格取得日は、当初36年4月1日に任意加入と記録されていたが、後に36年10月1日に訂正されている。これは、申立人の任意加入による国民年金の資格取得をさかのぼって適用したこととなるので訂正したものであるが、申立期間当時、行政側の記録管理が適正に行われていなかったことがうかがわれ、この期間の保険料納付の取り扱いが行われた可能性がある。

また、申立期間は6か月と短期間であり、申立人は、国民年金加入時にこの保険料を一括して納付したと主張しており、昭和36年10月以降の国民年金保険料をすべて納付済みである上、付加保険料も納付しているなど、国民年金制度への関心及び保険料の納付意識の高さがうかがえるので、その主張をあながち否定できない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成元年2月及び同年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 32 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 58 年 8 月から 59 年 3 月まで
② 昭和 59 年 7 月から 60 年 3 月まで
③ 昭和 60 年 4 月から 61 年 3 月まで
④ 平成元年 2 月及び同年 3 月

私は、結婚後、A市役所で国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料は、私か夫が銀行か郵便局で滞納することなく納めていた。申立期間①、②及び③については、義母の保険料も一緒に納付しており、義母の保険料は納付済みとなっているのに、私の納付記録が未納とされているのは納付できない。特に、申立期間③については、申請免除をした覚えは絶対になく、調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間④は、2か月と短期間であり、前後の国民年金保険料は現年度納付により納付済みとなっており、保険料の納付意欲はあったものと考えられること、平成元年9月6日に納付書が発行され、過年度納付の手続が取られた形跡がうかがわれることから、申立人が申立期間の保険料を納付したと考えても不自然ではない。

2 一方、申立人は、申立期間①について、昭和58年8月から同年10月までの領収日付印が押印されていない国民年金保険料納入通知書兼領収書を所持しているが、本来の同納入通知書兼領収書は3枚綴りであり、金融機関で保険料を納付した後、領収日付印の押印された1枚が被保険者控となっていたことから、同納入通知書兼領収書は未使用のものと考え

えられ、申立人の申述には不自然さがみられる。

また、申立人は、申立期間の保険料を義母の保険料と一緒に滞納することなく納付していたと主張しているところ、社会保険庁の被保険者台帳から義母の昭和 58 年 6 月から 59 年 3 月まで（申立期間①を含む）の保険料は、59 年 10 月に過年度納付されていることから、59 年 9 月以前においては、申立期間①の申立人及びその義母の保険料は、一緒に納付されていたとは考え難い。

- 3 申立期間②及び③は隣接しており、申立期間②直後の申立期間③の保険料が申請免除で、申立期間②の保険料は未納となっているところ、申立人は、申立期間③について、保険料の免除申請を行った覚えはないと主張しているが、社会保険庁の被保険者台帳によると、昭和 60 年 7 月 31 日に免除の申請が行われ、同年 11 月に承認された記録となっていることが確認でき、申立期間③と同期間の申立人の義母の保険料は 61 年 1 月に一括で納付されていることを考え併せると、申立人が申立期間②及び③の保険料を納付していたと考えるのは不自然である。

また、申立人が申立期間①、②及び③の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 4 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成元年 2 月及び同年 3 月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和47年10月から48年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年1月から48年3月まで

私の父が昭和47年1月に私の国民年金の加入手続を行った。当時実家は事業所を経営しており、家族の国民年金保険料を集金人に納付していた。両親及び姉は国民年金をすべて納付した記録になっており私だけ未納期間があるのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人の納付記録は、申立期間直後の昭和48年4月から現在まで納付済みとなっており、申立期間における申立人の両親及び姉の納付記録も納付済みとなっていることから、申立人の両親等の国民年金に対する意識及び国民年金保険料の納付意欲は高かったものと考えられる。

また、申立人の国民年金手帳記号番号の払出しは、申立人が所持する国民年金手帳及び申立人の手帳記号番号の前後の任意加入者の資格取得日から昭和49年12月4日であることが確認でき、申立期間直後の昭和48年度分の保険料は、手帳記号番号の払出日から起算すると過年度納付をしたことが推認できることから、申立期間のうち、手帳記号番号の払出しの時点で過年度納付が可能な47年10月から48年3月までの保険料を納付したのものと考えるのも特段不自然ではない。

2 一方、申立人は国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、加入手続を行ったとする申立人の父は既に他界し加入手続の詳細を聴取することができず、納付に関与したとする申立人の姉は家族4人分の保険料を集金人に納付したと申述しているものの、納付状況の詳細に

ついて明確な記憶は無いため納付状況等が不明である上、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和47年10月から48年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年4月及び同年5月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年4月及び同年5月

私は、昭和50年3月に会社を退職し、その後、新会社設立までの間、年金期間に空きができないように国民年金の加入手続を行い、A市役所の窓口で国民年金保険料を納付したのに50年4月及び同年5月が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号の払出年月は、前後の任意加入者の資格取得日から昭和50年4月と推認され、申立人は同年3月に会社を退職後、速やかに国民年金の加入手続を行ったものと考えられることから、年金に対する意識は高かったものと認められる。

また、申立期間は2か月と短期間であり、申立人は、申立期間の国民年金保険料の納付書は1か月分が郵送され、その後もう1か月分が郵送されたのでA市役所の窓口で納付したと申述しているところ、A市から当時の保険料は3か月ごとの納付が原則であったが、短期間や端数月等の場合には1か月ごとの納付書を送付したこともあるとの確認が得られていること、及び保険料は同市役所内の年金担当窓口あるいは同庁舎内の銀行窓口でも納付することが可能であったことから、申立内容に特段不自然な点は認められない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和54年10月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年1月から54年10月まで

私は、それまで勤めていた会社を辞めた昭和51年1月ごろ、A市役所で国民年金に加入し、以来ずっと国民年金保険料を納付してきた。51年1月から54年10月までの保険料は、送付されてきた納付書で郵便局か銀行の窓口で納めた。申立期間の保険料が未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号の前後の任意加入者の加入時期から、申立人の国民年金加入手続は、昭和56年11月ごろに行われたことが推認でき、申立人が所持する年金手帳及び社会保険事務所が保管する特殊台帳の記録から、厚生年金保険の被保険者資格を喪失した51年1月にさかのぼって国民年金の被保険者資格を強制で資格取得していることが確認でき、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

申立期間のうち、昭和54年10月については、申立人が加入手続を行った56年11月の時点で過年度納付が可能である上、申立人は、直後の54年11月から56年3月までの国民年金保険料を56年12月に過年度納付していることが特殊台帳の記録により確認できることから、同時点で過年度納付が可能な54年10月の1か月分についても過年度納付したものと考えるのが自然である。

一方、申立期間のうち、昭和51年1月から54年9月までの期間については、加入手続を行った56年11月の時点で、時効により保険料を納付す

ることができない上、当該期間の保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに当該期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和54年10月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年11月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年11月から48年3月まで

私は、昭和47年10月に会社を辞めた後、A市役所から国民年金に加入するようにとの要請があり、夫婦一緒に加入し、国民年金手帳記号番号も連番で払い出されている。私の国民年金保険料も妻が納付したはずであり、妻は納付済みとなっているのに、私だけが5か月未納と記録されているのは全く納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は夫婦連番で払い出されており、手帳記号番号の前後の任意加入者の加入時期から、申立人夫婦は、昭和49年3月ごろに加入手続を行ったと推認でき、その時点で申立期間の国民年金保険料は過年度納付が可能である。

また、申立人夫婦は、国民年金に加入した昭和49年3月から付加保険料も含めて納付するなど、年金制度を理解し、納付意識が高かったことが認められる上、申立期間は5か月と短期間であり、申立人の妻は申立期間が納付済みであることから、申立人も申立期間の保険料を納付していたものとするのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和54年4月から同年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年4月から同年11月まで

私は、昭和54年4月にA県B市からC市へ転居した。国民年金の加入
手続及び国民年金保険料の納付は、妻がC市役所で行った。申立期間に
ついて未納となっているのは、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の妻は、昭和54年4月にC市に転入した際、国民年金への加入を
勧められて、夫婦一緒に国民年金に加入したと主張しているところ、申立
人夫婦の国民年金手帳記号番号は連番で、前後の任意加入者の加入時期か
ら同年4月に加入手続を行ったことが推認できることから、申立内容には
信憑性が認められる。

また、申立人の妻は申立期間が納付済みである上、申立期間は8か月と
短期で、わざわざ国民年金に加入しながら国民年金保険料を納付しなかつ
たとは考え難い。

さらに、申立人夫婦は、夫婦連番で国民年金に加入していることから
明らかなおり、強制加入被保険者であるべきところ、記録上、夫婦とも
に任意加入者として取り扱われており、行政側の記録管理に不備が認めら
れる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民
年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年3月から47年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年3月から47年2月まで

私は妻と一緒に国民年金に加入し、国民年金保険料も一緒に納付してきた。申立期間について妻が納付済みとなっているのに、私が未納となっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人夫婦の国民年金手帳記号番号は連番で払い出されており、前後の任意加入者の加入時期及び申立人夫婦が所持する国民年金手帳の発行日（昭和47年2月15日）により、申立人夫婦は、47年2月ごろに国民年金の加入手続を行ったと推認でき、その時点で申立期間の国民年金保険料は過年度納付又は現年度納付が可能である。

また、申立人夫婦は、国民年金に加入して以降、共に60歳になるまで納付済みであり、前納制度を利用するなど年金制度を理解し、納付意識が高かったことが認められる上、申立期間は12か月と短期間であり、申立人の妻は申立期間が納付済みであることから、申立期間の保険料は納付していたものとするのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の付加保険料を含む国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年10月から同年12月までの国民年金保険料については、付加保険料を含めて納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年10月から同年12月まで

私は、昭和48年3月から61年3月まで、国民年金に任意加入し、付加保険料を含めて国民年金保険料を納付してきた。申立期間の保険料3か月分だけが未納となっているのは納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和48年3月に国民年金に任意で加入し、第3号被保険者制度が導入される前月の61年3月まで、申立期間を除き、付加保険料を含めて国民年金保険料をすべて納付しており、前納制度も利用するなど、国民年金制度への理解と納付意識の高さが認められる。

また、申立期間の前後は付加保険料を含めて現年度納付しており、申立期間は3か月と短期間である上、申立人の夫は、申立期間を含めて長期間にわたり継続して同一企業を経営し、申立期間の前後において転職や転居等の生活状況の変化は認められないことから、申立期間の保険料は付加保険料を含めて納付していたものと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料については、付加保険料を含めて納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成6年7月から同年9月までの期間及び同年12月から7年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成6年7月から同年9月まで
② 平成6年12月から7年3月まで
③ 平成7年7月

亡くなった夫から、平成8年3月に長男の就職に必要な書類を整えるため、A市役所に行った際、国民年金保険料の未納期間があることを指摘され、払える分は全部払ったと聞いており、申立期間が未納及び未加入になっているのは納得できない。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の納付記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②については、社会保険庁のオンライン記録により、申立人の妻について、申立期間①直前の第3号被保険者資格喪失処理が平成6年8月19日に、申立期間②直前の第3号被保険者資格喪失処理が7年1月20日に行われていることが確認でき、申立人は、8年3月の時点で申立期間①及び②について、第1号被保険者として取り扱われていたと推認できることから、申立期間①及び②の国民年金保険料を過年度納付することが可能である。

また、社会保険庁のオンライン記録により、平成8年4月10日に過年度納付書が発行されていることが確認でき、発行時期から申立期間①及び②に係る納付書であると推認でき、申立内容ともおおむね符合していることから、申立期間①及び②については、保険料を納付したものと考えるのが自然である。

一方、申立期間③については、申立人の年金手帳の国民年金の記録欄において、申立期間①及び②に係る国民年金の被保険者資格の得喪記録があるにもかかわらず、申立期間③に係る得喪記録は無く、申立人が申立期間③について厚生年金保険から国民年金への切替手続を行った形跡がうかがえない。

また、申立人が申立期間③の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間③の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成6年7月から同年9月までの期間及び同年12月から7年3月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和63年8月から平成元年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められるとともに、3年4月から4年3月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和39年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和63年8月から平成元年3月まで
② 平成元年4月から2年3月まで
③ 平成3年4月から4年3月まで

申立期間①については、私が夫婦二人分の国民年金保険料を銀行で納付したのに、未納となっているのは納得できない。

申立期間②については、保険料納付ができなくなり、A市役所に年金相談に行き、全額免除の申請を行ったのに、未納となっているのは納得できない。

申立期間③については、前年度に引き続いて免除申請を行っており、夫が免除になっているのに、自分が未納となっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人は結婚を契機として、昭和62年12月ごろに国民年金に加入して以降、申立期間直前まで国民年金保険料を納付しており、申立期間①は8か月と短期間であることを踏まえると、納付していたものとするのが自然である。

また、申立期間③については、申立人は、免除申請は夫婦一緒に行っていたと述べているところ、社会保険庁のオンライン記録により、平成2年度及び4年度から6年度までの期間の申請免除は、すべて夫婦同一日に処理されていることが確認できる。

さらに、申立人は、申立期間③前後の年度は全額免除となっている上、申立人の夫は、申立期間③を含めた平成2年度から6年度までが全額免

除となっており、免除申請の手続は、一枚の申請書で世帯全員が申請可能であることを踏まえると、申立期間③についても夫婦二人分の免除申請を同時に行ったと考えられ、申立人の夫が免除を承認されていることから、申立人も承認されたものとするのが自然である。

2 一方、申立期間②については、申立人の夫も未納となっている上、申立期間②の保険料が免除又は納付されていたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料が免除又は納付されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和63年8月から平成元年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められるとともに、3年4月から4年3月までの国民年金保険料は免除されていたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和63年8月から平成元年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和38年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和63年8月から平成元年3月まで
② 平成元年4月から2年3月まで

申立期間①については、妻が夫婦二人分の国民年金保険料を銀行で納付したのに、未納となっているのは納得できない。

申立期間②については、保険料納付ができなくなり、A市役所に年金相談に行き、全額免除の申請を行ったのに、未納となっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人は、結婚後はその妻が夫婦二人分の国民年金保険料を納付してくれていたと主張しているところ、申立期間①直前は夫婦共に納付済みであり、申立期間①は8か月と短期間であることを踏まえると、納付していたものと考えるのが自然である。

一方、申立期間②については、申立人の妻も未納となっている上、申立期間の保険料が免除又は納付されていたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料が免除又は納付されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和63年8月から平成元年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 3 月 30 日から 41 年 4 月 1 日まで

社会保険事務所で年金記録を照会したところ、申立期間について脱退手当金の支給記録があるとのことだが、A社を退職する際に事業主から脱退手当金が出るという話を聞いたことは無く、退職の3年後にそのような手当金を受け取った記憶も無いので年金記録を回復してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約2年2か月後の昭和43年6月14日に支給されたこととなっており、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、A社における申立人の資格喪失日は、社会保険庁の記録では昭和41年4月1日となっているが、申立人は出産前の40年7月ごろに退職したと主張しており、元同僚が証言している申立人の退職時期と申立人の主張する時期とが一致することを踏まえると、申立人の厚生年金保険記録に不自然な点がかげえるところ、申立期間の事業所に係る厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人の資格喪失日前後に喪失した脱退手当金の受給要件を満たす女性5人のうち、同日に資格喪失した申立人と当該同僚のみが資格喪失届が受け付けられたことを示す届書受付番号が記載されていない上、当該同僚も脱退手当金を受給していないと述べており、申立人が脱退手当金の請求手続に関与していたものとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人のA社（現在は、B社）における資格取得日は昭和25年10月1日、資格喪失日は同年12月14日であると認められることから、当該期間に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正し、当該期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生年月日 : 大正3年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和20年7月20日から21年5月1日まで
② 昭和25年10月1日から同年12月14日まで

私の夫は、昭和18年4月からC（地名）のD社E工場に勤務し、24年8月の会社分割時からはA社に所属し、46年8月21日まで継続して同社に勤務しており、20年7月20日から21年5月1日までの期間及び25年10月1日から25年12月14日までの期間が厚生年金保険の被保険者期間となっていないのは納得できない。

（注）申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②については、雇用保険の加入記録及び元同僚の証言から判断すると、申立人が、申立期間②においてA社に継続して勤務し（昭和25年10月1日に同社F工場から同社本社に、同年12月14日に同社本社から同社G工場に異動）、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、昭和25年9月の社会保険事務所の記録から8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の申立期間②に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、申立期間②において社会保険事務所が保管する同社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立期間において、健康保険の整理番号の欠番は無いこと

から、申立人に係る記録が欠落したとは考え難い。また、仮に、事業主から申立人について被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後被保険者資格の喪失届を提出する機会があったことになるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しないとは考え難いことから、事業主から社会保険事務所へ資格の得喪等に係る届出が行われておらず、その結果、社会保険事務所は申立人に係る申立期間②の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間②の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 一方、申立期間①については、申立人の妻が所持するD社の昭和20年9月1日付けの給与辞令及び元同僚の証言から、申立人がD社本社及び同社の工場に勤務し、申立期間①当時はD社本社から給与を受けていたことは推認できる。

しかし、申立期間①当時、D社本社は、厚生年金保険の適用事業所となっていない上、申立人と一緒にD社本社のH事業所に勤務し、その後、H事業所がD社F工場内に疎開した後も一緒に勤務していた元同僚についても、申立期間①当時の厚生年金保険の加入記録は確認できない。

また、B社は、当時の関係資料は既に廃棄済みであり、申立期間当時の厚生年金保険に関する届出及び厚生年金保険料の納付実態は不明であると回答している上、ほかに申立人が申立期間において保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を平成7年12月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を16万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和49年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年12月21日から8年2月1日まで

私は、A社で平成7年12月21日から8年4月20日までの4か月間正社員として働き、社会保険料も4か月分控除されているが、同社での厚生年金保険の加入記録は、8年2月1日から同年4月21日までの2か月分となっている。未加入となっている期間の給料支払明細書を提出するので、その期間も厚生年金保険に加入していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する給料支払明細書の写しにより、申立人が申立期間においてA社に勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、給料支払明細書の厚生年金保険料控除額から16万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、雇用保険の記録における申立人の資格取得日が平成8年2月1日であり、厚生年金保険の資格取得日と一致し、公共職業安定所及び社会保険事務所の双方が誤って記録したとは考え難いことから、事業主が同日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は申立人に係る平成7年12月及び8年1月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A事業所における申立人の被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日（昭和34年1月15日）及び資格取得日（37年1月10日）に係る記録を取り消し、申立期間の標準報酬月額を34年1月から35年9月までは7,000円、同年10月から36年9月までは8,000円、同年10月から同年12月までは1万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和34年1月15日から37年1月10日まで

私は、昭和33年11月1日からA事業所で事務員として勤務し、同僚だった夫と35年10月に結婚後も続けて勤務していたのに、申立期間が未加入であるとする社会保険事務所の回答に納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間においてA事業所に継続して勤務していたと主張しているところ、複数の元同僚は、申立人は結婚後も継続して勤務し、出産を理由に退職したこと、申立期間において勤務形態及び業務内容に変化は無かったことを証言している。

また、当該事業所に申立期間の前後を含めて継続して勤務し、申立期間中の昭和35年10月に申立人と結婚した申立人の夫も、申立人が33年11月1日に入社して以来、出産直前まで事務員として勤務していたと証言している。

さらに、社会保険事務所が保管する当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立期間において、いったん厚生年金保険の被保険者資格を喪失して、再度資格取得している者は、申立人以外にはいないことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間において当該事業所

に継続して勤務し、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の申立期間前後の記録及び元同僚の記録から、昭和34年1月から35年9月までは7,000円、同年10月から36年9月までは8,000円、同年10月から同年12月までは1万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録することは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの被保険者資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和34年1月から36年12月までの保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間のうち、平成5年4月21日から同年5月31日までの期間については、事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、5年4月の標準報酬月額の記録を50万円に訂正することが必要である。

また、申立人のA社における資格喪失日は、平成5年11月21日であると認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、平成5年5月から同年10月までの標準報酬月額については50万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成5年4月21日から同年5月31日まで
② 平成5年5月31日から同年11月21日まで

私は、平成5年4月にA社の社長に協力してほしいと頼まれて入社し、その後、経営悪化により自然退職ということになったが、同年11月までは同社に継続して勤務していたので、同年5月31日から同年11月21日までを厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

また、社会保険事務所から、平成5年4月の標準報酬月額が50万円から8万円に下がっているという説明を受けたが、自分は知らないことであり、納得できないので、標準報酬月額を回復してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、A社は、平成5年11月21日に休業を理由に厚生年金保険の適用事業所でなくなっているところ、社会保険庁のオンライン記録により、その約1年後の6年12月6日付けで、申立人の5年4月の標準報酬月額の記録が50万円から8万円に遡^{そきゅう}及して訂正されていることが確認できるが、社会保険事務所において、このような処理を行うべき合理的理由は見当たらない。

また、B区においてA社の商業登記が確認できないことから申立人が

役員であったかどうかは確認できないものの、申立人は役員でなかったと供述しており、元同僚は、社会保険事務所への届出に必要な代表者印の管理について、事業主又は事務を担当していた女性が行っていたと供述していることから、申立人は標準報酬月額の遡及訂正に関与していないものと認められる。

これらを総合的に判断すると、標準報酬月額の記録訂正は有効なものとは認められず、申立人の申立期間①に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出たとおり、50万円に訂正することが必要である。

- 2 申立期間②については、社会保険庁のオンライン記録により、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日の約8か月後の平成6年9月7日付けで、申立人の厚生年金保険の被保険者資格の喪失日が5年5月31日にさかのぼって処理されている上、同年10月の定時決定の記録が取り消されていることが確認できるが、社会保険事務所において、このような処理を行うべき合理的理由は見当たらない。

また、申立人と同じ時期に勤務していた元同僚は、申立人が平成5年11月ごろまでA社に勤務していたと文書で回答している。

さらに、申立人は役員でなかったと供述しており、元同僚は、社会保険事務所への届出に必要な代表者印の管理について、事業主又は事務を担当していた女性が行っていたと供述していることから、申立人は当該遡及処理に関与していないものと認められる。

これらを総合的に判断すると、申立人の資格喪失処理に係る記録は有効なものとは認められず、申立人の資格喪失日は、当該事業所が適用事業所でなくなった平成5年11月21日であると認められる。

また、申立人の申立期間②に係る標準報酬月額については、事業主が社会保険事務所に当初届け出たとおり、50万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和29年6月1日から37年2月28日まで

私は、申立期間においてA社に勤め厚生年金保険に加入していたが、社会保険事務所に相談に行った際、その期間については脱退手当金が支給されているので年金額の計算には算入されないと告げられた。私は、同事業所を結婚のため退職したが、また働くつもりだったので脱退手当金を請求しなかった。脱退手当金はもらっていないので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

脱退手当金を支給した場合、当時の事務処理において、厚生年金保険被保険者証に脱退手当金を支給した旨の「脱」表示をすることとされていたが、申立人が所持する厚生年金保険被保険者証にはその表示が無い。

また、申立人の被保険者台帳には、脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を厚生省（当時）から当該脱退手当金を裁定した社会保険出張所へ回答した旨の記録が無く、脱退手当金の支給手続が適正になされたとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額の記録を36万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成7年2月1日から9年1月31日まで
私の平成7年2月から8年12月までの標準報酬月額が引き下げられているが、記録訂正の届出を行った覚えは無いので、正規の標準報酬月額に戻してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社は、平成9年1月31日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっているところ、社会保険庁のオンライン記録により、その約1週間後の同年2月6日付けで、申立人の標準報酬月額の記録が7年2月から8年12月までの期間について36万円から9万8,000円に遡^{そきゆう}及して訂正されていることが確認できるが、社会保険事務所において、このような処理を行うべき合理的理由は見当たらない。

また、A社の閉鎖登記簿謄本により、申立人は、取締役であったことが確認できるが、顧問であった社会保険労務士及び元従業員が、「会社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった当時、申立人は行方不明であった。」と証言している上、社会保険事務所が保管していた当該事業所の全喪届には、平成9年1月31日をもって、事業主の届出によらず社会保険事務所の権限において適用事業所に該当しない旨の処理が行われていることが確認できることから、申立人は、当該標準報酬月額の遡^{そきゆう}及訂正処理に関与していないと認められる。

これらを総合的に判断すると、標準報酬月額の記録訂正は有効なものとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出たとおり、36万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額の記録を平成7年2月から同年9月までは56万円、同年10月から8年12月までは59万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年2月1日から9年1月31日まで
私の平成7年2月から8年12月までの標準報酬月額が引き下げられているが、記録訂正の届出を行った覚えは無いので、正規の標準報酬月額に戻してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社は、平成9年1月31日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっているところ、社会保険庁のオンライン記録により、その約1週間後の同年2月6日付けで、申立人の標準報酬月額の記録が7年2月から同年9月までの期間については56万円から、同年10月から8年12月までの期間については59万円から、それぞれ9万8,000円に遡^{そきゆう}及して訂正されていることが確認できるが、社会保険事務所において、このような処理を行うべき合理的理由は見当たらない。

また、A社の閉鎖登記簿謄本により、申立人は、代表取締役であったことが確認できるが、顧問であった社会保険労務士及び元従業員が、「会社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった当時、申立人は行方不明であった。」と証言している上、社会保険事務所が保管していた当該事業所の全喪届には、平成9年1月31日をもって、事業主の届出によらず社会保険事務所の権限において適用事業所に該当しない旨の処理が行われていることが確認できることから、申立人は当該標準報酬月額の遡^{そきゆう}及訂正処理に関与していないと認められる。

これらを総合的に判断すると、標準報酬月額の記録訂正は有効なものとして

は認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出たとおり、平成7年2月から同年9月までは56万円、同年10月から8年12月までは59万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和35年3月31日、資格喪失日に係る記録を37年1月1日とし、申立期間の標準報酬月額を35年3月及び同年4月は1万8,000円、同年5月から36年9月までは2万6,000円、同年10月から同年12月までは3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年3月31日から37年1月1日まで

私の夫は、昭和32年4月から43年4月までの間、A社に勤務していたが、35年3月から36年12月までの間について、厚生年金保険被保険者期間とは認められないとB社会保険事務所より回答を受けた。納得がいかないのので再調査をお願いしたい。

（注）申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の納付記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

事業主が作成した在籍証明書及び雇用保険の加入記録から、申立人が申立期間において、A社に継続して勤務していたことが認められる。

また、申立人が申立期間当時に在籍していたとするA社C事業所は昭和35年3月ごろ開設されたところ、複数の同僚が「開設時の営業の正社員は9人であった。」と供述している上、社会保険事務所の記録により申立人を除く8人の厚生年金保険の加入状況を確認したところ、申立人と同時に同社D事業所から同社C事業所へ異動した同僚を除く7人は申立期間においてA社で加入しており、被保険者期間に欠落は無いことが確認できる。

さらに、事業主は、申立人の給与から厚生年金保険料を控除していたと思うと回答している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険

料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人と同期入社でC事業所へ同時に異動した同僚及び申立人の転勤前後の期間の社会保険庁の記録から、昭和35年3月及び同年4月は1万8,000円、同年5月から36年9月までは2万6,000円、同年10月から同年12月までは3万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後、報酬月額算定基礎届や被保険者資格喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しないとは考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和35年3月から36年12月までの厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、当該期間の標準報酬月額の記録を平成15年11月から16年6月までは47万円、同年7月から18年1月までは30万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和21年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成15年11月1日から18年2月21日まで
社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、平成17年12月5日に、私の標準報酬月額が15年11月にさかのぼって引き下げられていることが分かった。申立期間の給料支払明細書があるので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録では、A社における申立人の標準報酬月額の記録が平成15年11月から16年6月までの期間については47万円、同年7月から18年1月までの期間については30万円と記録されていたところ、17年12月5日付けで、それぞれ16万円に遡及して訂正されていることが確認できる。

しかし、申立人から提出された給料支払明細書により、平成16年1月から同年3月までは標準報酬月額47万円、同年4月から17年12月までは標準報酬月額30万円に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる上、申立人の住所地の役所が発行した、16年分及び17年分の市民税・県民税課税証明書の社会保険料控除額が前記給与明細書の社会保険料控除額と一致していることが確認でき、16年1月から17年12月までの遡及訂正処理については、社会保険事務所において、上記のような処理を行うべき合理的理由は見当たらない。

また、A社の商業登記簿により、申立人は、当該事業所の取締役であったことが確認できるが、代表取締役及び当時の社会保険事務担当従業員が、「申立人はB（職種）であり、社会保険事務を含めた経理及び給与関係事務にはかかわっていなかった。」と証言している上、社会保険事務所が保

管する当該事業所の滞納処分票に、申立人に関する記述が無いことから、申立人が当該標準報酬月額の変及訂正処理に関与していたことをうかがわせる事情は見当たらない。

一方、申立期間のうち、平成 18 年 1 月については、申立人から提出された給料支払明細書上の社会保険料控除額を基に算定した標準報酬月額が、社会保険事務所で記録されている変及訂正後の標準報酬月額（16 万円）と一致している。しかし、当該記録は、合理的理由が見当たらない変及訂正処理に基づくものであり、当初の記録である平成 17 年 12 月の標準報酬月額（30 万円）について、直ちに改定する必要は認められない。

これらを総合的に判断すると、標準報酬月額の記録訂正は有効なものとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出たとおり、平成 15 年 11 月から 16 年 6 月までは 47 万円、同年 7 月から 18 年 1 月までは 30 万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間のうち、昭和62年11月1日から平成元年3月31日までの期間については、事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、当該期間に係る標準報酬月額の記録を47万円に訂正することが必要である。

また、申立期間のうち、平成元年3月31日から同年5月1日までの期間については、申立人のA社における資格喪失日は、同年5月1日であると認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間に係る標準報酬月額については、47万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和9年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和62年11月1日から平成元年3月31日まで
② 平成元年3月31日から同年5月1日まで

私は、昭和62年7月にA社に入社したが、同年11月以降の厚生年金保険の標準報酬月額が11万円との回答をB社会保険事務所から受けた。また、源泉徴収票では社会保険料は平成元年4月分まで控除されているのに、年金記録では同年2月分までになっている。納得がいかないので、再調査をお願いしたい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、A社は、平成元年7月31日に解散を理由に厚生年金保険の適用事業所でなくなっているところ、社会保険庁のオンライン記録により、その翌月の同年8月4日付けで、申立人の標準報酬月額の記録が昭和62年11月から平成元年2月までの期間について47万円から11万円に遡及^{そきゆう}して訂正されていることが確認できるが、社会保険事務所において、このような処理を行うべき合理的理由は見当たらない。

また、A社の閉鎖事項全部証明書により、申立人は代表取締役であった

ことが確認できるが、上記遡及訂正処理は、当該事業所がC地方裁判所から破産宣告を受けた平成元年*月*日の後の同年8月4日に行われており、破産手続開始後は、当該事業所の財産の管理処分権は破産管財人に専属するものであることから判断すると、申立人は当該遡及訂正処理に関与していないと認められる。

これらを総合的に判断すると、標準報酬月額記録訂正は有効なものとは認められず、申立人の申立期間①に係る標準報酬月額については、事業主が社会保険事務所に当初届け出たとおり、47万円とすることが必要である。

申立期間②については、A社は、平成元年7月31日に解散を理由に厚生年金保険の適用事業所でなくなっているところ、社会保険庁のオンライン記録により、その翌月の同年8月4日付けで、申立人の厚生年金保険被保険者の資格喪失日が同年3月31日として遡及して処理されていることが確認できるが、社会保険事務所において、このような処理を行うべき合理的理由は見当たらない。

また、申立人から提出された平成元年6月1日付けの社員在籍表において申立人は役員として記載されている上、同年分の給与所得の源泉徴収票の写しにより、申立人は同年1月から同年4月までの厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

さらに、当該資格喪失処理については、上記破産手続開始後であり、申立人は当該資格喪失の届出に関与していないと認められる。

これらを総合的に判断すると、申立人の資格喪失処理に係る記録は有効なものとは認められず、申立人の資格喪失日は、平成元年5月1日であると認められる。

また、申立人の申立期間②に係る標準報酬月額は、社会保険事務所の遡及訂正前の平成元年2月の記録から47万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間のうち、平成4年4月1日から5年4月26日までの期間については、事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、当該期間の標準報酬月額の記録を53万円に訂正することが必要である。

また、申立期間のうち、平成5年4月26日から同年5月20日までの期間については、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を5年4月26日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を24万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和17年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 平成4年4月1日から5年4月26日まで
② 平成5年4月26日から同年5月20日まで
③ 平成5年5月20日から9年2月10日まで
④ 平成9年2月10日から10年5月6日まで

私は、昭和61年12月にA社（B社の関連会社）に入社し、平成16年10月に退職するまで、継続して同社に勤務して厚生年金保険料を控除されていたが、この間に、厚生年金保険未加入期間があることに納得がいかない。また、10年5月ごろに、経営状態が悪化し、給与額が22万円に減額されたが、それまでの給与額は、月額60万円以上だったので、標準報酬月額を適正な記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、社会保険庁のオンライン記録では、申立人のB社における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成4年4月から5年3月までの期間については53万円と記録されていた。

しかし、B社は、平成5年4月26日に休業を理由に厚生年金保険の適用事業所でなくなっているところ、社会保険庁のオンライン記録によ

り、同年4月30日に、申立人を含む12人の標準報酬月額が^{そきゅう}遡及して引き下げられており、申立人の場合、標準報酬月額が4年4月から5年3月までの期間について20万円に訂正されていることが確認できるが、社会保険事務所において、このような処理を行うべき合理的な理由は見当たらない。

また、申立人は、B社の履歴事項全部証明書により、役員ではないことが確認できる上、当該事業所で社会保険担当の元役員及び元同僚が、「申立人は、会社の取締役ではなく、社会保険の手続にもかかわっていません。」と述べていることから、申立人は、当該標準報酬月額の遡及訂正処理に関与していないと認められる。

これらを総合的に判断すると、標準報酬月額の記録訂正は有効なものとは認められず、申立人の申立期間①に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出たとおり、53万円に訂正することが必要である。

2 申立期間②については、雇用保険の加入記録により、申立人が当該期間においてB社に勤務していることが確認できる。

また、A社の当時の社会保険事務担当者に照会したところ、申立期間②当時、同社では、申立人と同様にB社から同社の関連会社であるA社に異動させた従業員について、同社において社会保険事務手続が遅滞していたため、被保険者資格の取得に係る手続が行われるまでの期間、引き続きB社において雇用保険の被保険者資格を継続させていたが、同社が平成5年4月26日に厚生年金保険の適用事業所でなくなったため、同年4月以降の厚生年金保険料は、A社においてこれら従業員の給与から控除していた旨供述している。

一方、申立人は、申立期間②については、給与の月額が60万円だったとしているが、当該期間に隣接する申立期間③について社会保険庁の記録上、遡及訂正処理は見当たらず、給与明細書等の関連資料が無いため、当該期間において、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間②に係る厚生年金保険料をA社の事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、申立人の平成5年5月の社会保険事務所の記録から、24万円とすることが妥当である。

なお、申立期間②において、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、当時の資料が残っていないため不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

- 3 申立期間③については、申立人は、標準報酬月額の変動について申し立てているが、当該期間に係る標準報酬月額を確認できる給与明細書等の関連資料は無い。

また、申立人の申立期間に係る社会保険庁のオンライン記録により、資格取得時の標準報酬月額の決定及び算定基礎届に、社会保険事務所において遡及訂正などの不合理な処理が行われた形跡はうかがえない。

さらに、事業主は申立人に係る標準報酬月額について当時の資料が残っていないため不明としており、このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

- 4 申立期間④については、雇用保険の加入記録により、申立人は申立期間においてA社に勤務していたことが確認できる。

しかし、当時の社会保険事務担当者に照会したところ、「申立期間当時は、女子従業員を除き、厚生年金保険の資格を一時的に喪失させていた者もあり、喪失した者については、保険料は控除していなかった。」と供述している。

このほか、申立期間④に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料はない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間④に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額の記録を44万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年10月1日から5年11月30日まで
私の平成4年10月からの標準報酬月額は44万円であったが、同年10月から5年9月までは13万4,000円に、同年10月は22万円にさかのぼって引き下げられているのはおかしい。

第3 委員会の判断の理由

A社は、平成5年11月30日に解散を理由に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっているところ、社会保険庁のオンライン記録により、その約2か月後の6年1月28日付けで、申立人の標準報酬月額の記録が4年10月から5年9月までの期間については44万円から13万4,000円に、同年10月については44万円から22万円に、それぞれ遡^{そきゅう}及して訂正されていることが確認できるが、社会保険事務所において、このような処理を行うべき合理的理由は見当たらない。

また、申立人は、A社の登記簿謄本により、役員ではないことが確認できる上、元同僚は、「社会保険関係の事務手続は、事業主の親族が行っていた。」と証言していることから、申立人は当該遡及訂正処理に関与していないと認められる。

これらを総合的に判断すると、標準報酬月額の記録訂正は有効なものとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出たとおり、44万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額の記録を平成4年10月から6年10月までは53万円、同年11月から7年2月までは59万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和6年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成4年10月1日から7年3月6日まで

私は、給与を在職中に減額されたことは無いのに、平成4年10月から7年2月までの期間について標準報酬月額が下げられているので正しい額に戻してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社は、平成7年11月15日に休業を理由に厚生年金保険の適用事業所でなくなっているところ、社会保険庁のオンライン記録により、その翌日の同年11月16日付けで、申立人の標準報酬月額の記録が4年10月から6年10月までの期間については53万円から8万円に、同年11月から7年2月までの期間については59万円から9万2,000円に、それぞれ遡及して訂正されていることが確認できるが、社会保険事務所において、このような処理を行うべき合理的理由は見当たらない。

また、A社の商業登記は確認できなかったが、元同僚は、「同社の給与や社会保険の手続は、B区Cにあった本社がすべて行っており、申立人は、D市のE（職種）だった。」と証言していることから、申立人は、当該遡及訂正処理に関与していないと認められる。

これらを総合的に判断すると、標準報酬月額の記録訂正は有効なものとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出たとおり、平成4年10月から6年10月までは53万円、同年11月から7年2月までは59万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、申立期間のうち、平成12年6月から同年11月までの期間については17万円、同年12月から13年3月までの期間については18万円に訂正する必要がある。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成12年6月1日から13年6月1日まで
社会保険事務所の記録によると、私の申立期間の標準報酬月額は15万円となっており、実際の給与額と比べて著しく低額となっているので、給与額に見合う標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料及び申立人の給与支給額のそれぞれに見合った標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。
- 2 A社の給与明細書は、給料明細と賞与仮払明細に分かれており（平成13年4月及び同年5月を除く）、給料明細では、毎月15万円の給与が支給され、通常の保険料率による厚生年金保険料の控除が確認でき、社会保険事務所に届け出られた標準報酬月額と一致する。
また、賞与仮払明細では、毎月40万円から50万円が支給され、特別保険料率（賞与）による保険料控除が確認できる。なお、当該事業所には、賞与支給明細（8月及び12月）が別にあり、毎月の賞与仮払明細の支給総額と賞与支給明細の支給額は相違している上、仮払賞与は、賞与の要件（3か月を超える期間ごとに受けるもの）に該当しないことから、

特別保険料率による保険料控除が行われているものの、報酬であると認められる。

- 3 申立人の申立期間における各月の保険料控除総額（給料明細の保険料控除額と賞与仮払明細の保険料控除額の合計額）に見合った標準報酬月額と給与支給総額（給料と仮払賞与の合計額）に見合った標準報酬月額とを比較した結果、保険料控除総額に見合った標準報酬月額の方が低くなっている。

また、保険料控除総額に見合った標準報酬月額と社会保険事務所に届け出られている標準報酬月額とを比較した結果、申立期間のうち、平成12年6月から13年3月までの期間については、社会保険事務所に届け出られた標準報酬月額の方が低くなっている。

したがって、申立人の標準報酬月額については、給与明細書において確認できる保険料控除総額から、申立期間のうち、平成12年6月から同年11月までの期間については17万円、同年12月から13年3月までの期間については18万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、給与明細書において確認できる保険料控除総額に見合う標準報酬月額と社会保険事務所で記録されている標準報酬月額が複数回にわたり一致しておらず、いずれの機会においても社会保険事務所が誤った標準報酬月額を記録するとは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりに届出を行い、その結果、社会保険事務所は、給与明細書において確認できる保険料控除総額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 4 一方、申立期間のうち、平成13年4月及び同年5月については、給与明細書の保険料控除総額に見合った標準報酬月額（15万円）と社会保険事務所に記録されている標準報酬月額が一致していることから、記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額の記録を平成4年5月から同年9月までは22万円、同年10月から5年7月までは19万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年5月20日から5年8月11日まで
社会保険事務所の記録では、A社に勤めていた申立期間当時の標準報酬月額が私の覚えている給料と比べて、随分低い金額になっている。納得がいかないなので、本来の標準報酬月額に戻してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社は、平成5年10月31日に休業を理由に厚生年金保険の適用事業所でなくなっているところ、社会保険庁のオンライン記録により、その約2か月後の6年1月11日付けで、申立人の標準報酬月額の記録が4年5月から同年9月までの期間については22万円から、同年10月から5年7月までの期間については19万円から、それぞれ8万円に遡及して訂正されていることが確認できるが、社会保険事務所において、このような処理を行うべき合理的理由は見当たらない。

また、申立人は、A社の閉鎖事項全部証明書により、役員でなかったことが確認できる上、労働者として雇用保険にも加入していたことから、申立人は当該標準報酬月額の遡及訂正処理には関与していないと認められる。

これらを総合的に判断すると、標準報酬月額の記録訂正は有効なものとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出たとおり、平成4年5月から同年9月までは22万円、同年10月から5年7月までは19万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格取得日に係る記録を昭和38年8月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和12年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和38年8月1日から39年5月1日まで

私は、昭和38年7月にC市のA社とD市のB社が合併したことにより、同年7月27日にD市のB社で厚生年金保険の被保険者資格を喪失し、その後、C市のA社で厚生年金保険に加入した。それなのに、A社での厚生年金保険の資格取得日が39年5月1日となっていることに納得できない。調査願いたい。

第3 委員会の判断の理由

事業主から提出された在職証明書及び元同僚の証言から判断すると、申立人は、昭和38年8月1日から43年4月20日までC市のA社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和39年5月の社会保険事務所の記録から、3万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得の届出が遅れたことを認めていることから、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和38年8月から39年4月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格取得日に係る記録を昭和36年5月20日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年5月20日から同年6月10日まで

私は、昭和29年10月にA社に入社し、平成9年1月に退職するまで継続して同社及びその関連会社に勤務していたが、申立期間の厚生年金保険の記録が欠落しているので、訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主の回答書、元同僚の証言及び申立人が所持する永年勤続表彰状から判断すると、申立人は、A社及びその関連会社に継続して勤務し（昭和36年5月20日に関連会社のC社からA社へ異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和36年6月の社会保険事務所の記録から2万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明と回答しているが、申立人に係る雇用保険の被保険者資格取得日（昭和36年6月10日）が厚生年金保険の記録と一致し、公共職業安定所及び社会保険事務所の双方が誤って記録したとは考え難いことから、事業主が同日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は申立人に係る同年5月分の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社における資格取得日は昭和28年4月1日、資格喪失日は31年12月1日であると認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、昭和28年4月は8,000円、同年5月から同年8月までは6,000円、同年9月から31年11月までは8,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和28年4月1日から31年12月1日まで
② 昭和32年1月から37年10月まで

私は、申立期間①については、実家のA社に勤務した。また、申立期間②については、昭和32年1月から44年まで嫁ぎ先のB事業所に勤務しており、少なくとも事業所が全喪する37年11月16日までは厚生年金保険に加入していた。平成20年の社会保険庁からの通知によると、これらの期間の厚生年金保険の加入記録が無いので、被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、社会保険事務所が保管するA社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、生年月日が4日異なるものの、申立人の旧姓と同姓で名が酷似した被保険者（C（姓）D（名））の記録（昭和28年4月1日資格取得、31年12月1日資格喪失）が確認できるところ、申立人は、戸籍上の名は「E」であるが、当時両親が通称として「D」を使用していたと述べており、A社の事業主は申立人の父であること、申立人の卒業した高校の卒業生名簿にも「D」と記載されていることを踏まえると、当該被保険者の記録は、申立人の記録であると推認できる。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和 28 年 4 月 1 日に被保険者資格を取得し、31 年 12 月 1 日に資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、当該被保険者に係る社会保険事務所の記録により、昭和 28 年 4 月は 8,000 円、同年 5 月から同年 8 月までは 6,000 円、同年 9 月から 31 年 11 月までは 8,000 円とすることが妥当である。

2 申立期間②については、元同僚である申立人の義弟の証言により、申立人は、B 事業所に勤務していたことは推認できる。

しかし、社会保険事務所が保管する当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立期間において申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番は無い。

また、申立人は、社会保険庁のオンライン記録により、申立期間中において、国民年金制度が発足した昭和 36 年 4 月から国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していることが確認できる。

さらに、B 事業所は、昭和 37 年 11 月 16 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、元事業主である申立人の夫は既に他界し、申立期間②当時の勤務実態は不明である上、ほかに申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 62 年 1 月から平成 3 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 42 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 1 月から平成 3 年 3 月まで
申立期間の国民年金保険料は、私が 20 歳になったのを契機に父が昭和 62 年 * 月に A 市役所にて国民年金の加入手続を行い、B 銀行の父の口座から振替納付していたはずであり、未納となっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の父は、申立人が 20 歳となった昭和 62 年 * 月に A 市役所で国民年金の加入手続をし、口座振替により申立人の国民年金保険料を納付していたと主張するが、申立人は平成元年 3 月に C 市へ転居し、住民票を異動していることから、申立期間のうち、同年 1 月から 3 年 3 月までの期間については、A 市において保険料を納付できない期間であり、当時、C 市では B 銀行は口座振替対象金融機関となっていないなど、申立内容が不自然である。

また、申立人が所持している C 市で払い出された年金手帳には、申立人が初めて国民年金の被保険者となった日は、学生が国民年金の強制加入となった平成 3 年 4 月 1 日と記載されており、その資格記録と社会保険庁の資格記録とが一致していることから、申立期間は国民年金に未加入の期間で保険料を納付できない期間であり、A 市で別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人の申立期間について、その弟の国民年金の加入記録も申立人と同様に平成 3 年 4 月以前は、未加入期間となっている。

加えて、申立人自身は、保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付したと主張する申立人の父においても、国民年金の加入状況、保険料の納付状況等が不明であり、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連

資料（家計簿、確定申告書等）も無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成元年9月から3年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 44 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年9月から3年3月まで

申立期間の国民年金保険料は、私が20歳になったのを契機に父が平成元年*月にA市役所にて国民年金の加入手続を行い、B銀行の父の口座から振替納付していたはずであり、未納となっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持しているA市で払い出された年金手帳には、申立人が初めて国民年金の被保険者となった日は、学生が国民年金の強制加入となった平成3年4月1日と記載されており、その資格記録と社会保険庁の資格記録とが一致していることから、申立期間は国民年金に未加入の期間で国民年金保険料を納付できない期間であり、A市で別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人の申立期間について、その兄の国民年金の加入記録も申立人と同様に平成3年4月以前は、未加入期間となっている。

さらに、申立人自身は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付したと主張する申立人の父においても、国民年金の加入状況、保険料の納付状況等が不明であり、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）も無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成3年8月から同年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年8月から同年11月まで
私がA市からB市に転居した直後に役所から電話があり、未納期間を納付するよう促され、平成3年8月から同年11月までの国民年金保険料を納付したはずなのに、未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は平成5年12月に払い出されている上、社会保険庁のオンライン記録から、申立人は、6年1月14日に、同時点で過年度納付が可能であった3年12月以降の国民年金保険料を納付しており、その時点から納付を開始したと考えるのが自然である。

また、申立人が初めて保険料を納付した平成6年1月の時点では、申立期間の保険料は時効により納付することができない上、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人は、国民年金の加入状況、保険料の納付場所、金額、納付方法等についての記憶が明確ではなく、保険料の納付状況等が不明である。

このほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）が無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年2月から39年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和37年2月から39年3月まで

私の父は、私が大学を卒業した後の昭和39年7月ごろ、国民年金の加入手続を行ってくれ、その時に学生時代であった申立期間の国民年金保険料をさかのぼって納付してくれた。39年11月に結婚し、結婚前は保険料を納付していなかった妻の20歳から結婚するまでの期間の保険料がさかのぼって納付されているのに、実の息子である私の保険料が納付されていないのは納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時大学の昼間部の学生であったと述べているので、申立期間は国民年金の任意加入対象期間であり、国民年金の制度上、申立人が主張するように、大学卒業後にさかのぼって加入することはできず、もとよりその期間の国民年金保険料を一括して納付することもできない。そこで、申立人が所持している国民年金手帳には、初めて国民年金の被保険者となった日として、申立人が大学を卒業した昭和39年4月1日に強制加入した旨記載されており、その資格記録と社会保険庁の資格記録とが一致しているので、申立期間は未加入期間であり、保険料を納付できない期間である。

なお、申立人の妻の昭和39年3月以前の期間の保険料は、40年以降に、特例納付や過年度納付によりさかのぼって納付されているが、その期間当時、申立人の妻は、国民年金の強制被保険者期間であったため納付ができたものである。

また、申立人自身は、保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付したとする申立人の父は既に亡くなっており、国民年金の加入状況、保険料

の納付状況等が不明であり、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(確定申告書、家計簿等)が無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和53年4月から57年4月までの期間及び59年12月から62年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和53年4月から57年4月まで
② 昭和59年12月から62年3月まで

私が昭和53年3月に大学を卒業し、会社にパートで働き始めたときに、母がA市で私の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付してくれたかもしれない。62年から納付を開始したことになっているが、私は60年から働いており、62年からとは考えられない。申立期間について未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A市に居住していたときに、申立人の母が申立人の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付していたのではないかと申述しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、B社会保険事務所の国民年金手帳記号番号払出簿により、昭和62年4月以降に払い出されていることが確認できる上、53年4月から同年8月末日までにA市で払い出された国民年金手帳記号番号払出簿を縦覧調査した結果、申立人の氏名を確認することができず、別の手帳記号番号が払い出された形跡は無い。

また、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付には直接関与しておらず、国民年金の加入手続及び保険料の納付を行ったとする申立人の母は既に他界していることから当時の状況について証言を得ることができない。

さらに、申立人の所持する日記及び手帳によると申立人自身が昭和62年5月20日にA市で国民年金の加入手続を行っていることが確認でき、その時点において申立期間①及び②のうちの一部は時効により保険料を納付

できない期間である。

加えて、申立人の母が申立人の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年12月から54年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和48年12月から54年4月まで

私は、昭和54年だったと思うが、A市役所で国民年金の加入手続きを行い、男性職員から「昭和48年12月から54年5月までの国民年金保険料を一括して納付すると国民年金が納付漏れも無くつながります。」と説明を受けた。納付額は10万円ぐらいであったと記憶しており、後日、同市役所の国民年金課で納付したが、申立期間について未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和54年ごろにA市役所で国民年金の加入手続きを行い、申立期間の国民年金保険料を一括して10万円ぐらいを納付したことを記憶していると申述しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号の払出しは54年5月に行われており、国民年金の加入手続きを行った時点では第3回目の特例納付が可能であったが、申立人が所持する国民年金手帳の資格記録と社会保険庁の資格記録は一致し、「54年5月18日任意加入」となっており、その年月日等の記録を訂正した形跡は無いため、申立期間は未加入期間であり保険料を特例納付することはできない。

また、申立期間のうち、申立人が結婚した後の昭和49年10月から54年4月までの期間については、申立人の夫は厚生年金保険の被保険者であることから任意加入者として整理される期間であり、制度上、保険料をさかのぼって納付することができない期間である上、申立人が国民年金の強制加入者であったことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人が納付したと申述する保険料の額は必要とされる特例納付の保険料額とは大きく異なっている上、申立期間当時、A市の国民年金

課の窓口では保険料を取り扱うことができなかったことが確認できる。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書の写等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年4月から50年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年4月から50年6月まで

私は、昭和49年3月末日に会社を辞めた後、家事手伝いをしていたときに亡き父に教えられA区B区民館で国民年金の加入手続を行った。私が将来年金を受けられないと困ると心配した父が、国民年金保険料をその都度出してくれ、私が同区民館で納付した。申立期間について未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は昭和54年8月20日にC社会保険事務所からA区役所に払い出されており、申立人の前後の任意加入者の手帳記号番号から同年12月に国民年金の加入手続が行われたものと考えられ、その時点において申立期間は時効により国民年金保険料を納付することができない期間である。

また、申立期間についてC社会保険事務所の国民年金手帳記号番号払出簿から昭和49年3月2日から51年3月11日までにA区に払い出された手帳記号番号1万6,500件を縦覧調査した結果、申立人の氏名を確認することはできず、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる形跡も見当たらない。

さらに、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料が納付されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年2月から53年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和43年2月から53年3月まで

私は、昭和47年4月ごろ結婚を機に、夫婦で一緒にA市役所で国民年金に加入した。その際、市役所の職員から、今まとめて払えば最初から入っているのと同じ扱いになると言われ、夫婦二人の過去の未納分について手元にあったお金で50万円から60万円支払った。その後は、国民年金保険料を毎回夫婦一緒に納付してきた。申立期間が未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和47年4月ごろに夫婦で国民年金に加入し、過去の未納分の国民年金保険料をまとめて納付したと主張しているが、申立人夫婦の国民年金手帳記号番号の前後の任意加入者の加入時期から、申立人夫婦は54年2月ごろに国民年金の加入手続を行ったと推認でき、氏名検索及び申立期間に係る国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査の結果、別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立人がA市で加入手続を行ったと主張している47年4月は、第1回特例納付実施期間中であるが、戸籍の附票により、申立人がA市に転入したのは同年7月2日であることが確認でき、同時点では第1回特例納付の実施時期を過ぎている上、申立人が納付したと主張する金額は、第1回特例納付制度を利用して夫婦二人分の同年3月までの国民年金保険料を納付する場合に必要な金額と大幅に異なる。

さらに、申立人が加入手続を行った昭和54年2月ごろは、第3回特例納付実施期間中であるが、申立人はこの時期に一括納付したことは無いと述べている上、申立人が納付したと主張する金額は、第3回特例納付制度を

利用して夫婦二人分の 53 年 3 月以前の保険料を納付する場合に必要な金額とも大幅に異なる。

加えて、一緒に納付したとする申立人の夫も申立期間は未納となっている上、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年8月から55年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年8月から55年3月まで

私は、昭和47年7月又は8月に会社を退職後、父に勧められ、47年8月に母と一緒にA市役所B支所へ行き、国民年金の加入手続を行った。国民年金保険料は同支所で毎年前納しており、申立期間が未納となっていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号の前後の任意加入者の加入時期から、申立人は、昭和55年4月ごろに国民年金の加入手続を行ったと推認でき、申立人が所持する年金手帳の記載により、厚生年金保険の被保険者資格を喪失した47年8月22日にさかのぼって国民年金の被保険者資格を取得したことが確認でき、A市役所が保管する申立人の被保険者名簿に受付年月日が55年4月3日、手帳送付日が同年4月10日と記載されていることとも符合する。

また、氏名検索及び申立期間に係る国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査の結果、申立人の氏名は無く、別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらず、申立人が加入手続を行った昭和55年4月の時点で、申立期間のうち、52年12月以前の国民年金保険料は時効により納付できない。

さらに、申立人は、現在所持しているオレンジ色調の年金手帳は加入時に交付された手帳であると述べているが、オレンジ色調の手帳は昭和49年11月以降に使用されたものであり、それ以前に加入手続を行っていれば、別の色調の国民年金手帳を交付されているはずであり、申立内容に不自然さが認められる上、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家

計簿、確定申告書等)も無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成9年3月から10年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和50年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年3月から10年3月まで
大学生のときの国民年金保険料については免除を受けていたが、平成11年ごろに両親が追納してくれた。同じく学生時代に免除を受けていた兄は追納の記録になっているのに、自分が免除の記録のままになっているのは、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の両親は、同じく学生時代に国民年金保険料の免除を受けていた長男について追納記録があるので、次男である申立人についても、同様に追納の申込及び追納保険料の納付を行ったと主張しているが、追納申込の有無について主張が変遷するなど、追納手続に関する記憶が曖昧である。

また、申立人の父が提出した預金通帳の写し（平成11年6月から12年2月までの期間）には、出金記録の欄に申立人の保険料を納付した旨のメモ書きがあるが、いずれも申立人の平成10年度分の保険料を過年度納付した日及び納付金額と一致しており、申立期間について追納していたことの根拠とはなり得ない上、申立期間の保険料を追納していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料の追納していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立期間においては、既に社会保険庁の事務処理が完全オンライン化されており、追納申込の記録を入力処理しない限り、追納納付書が発行されることはシステム上あり得ず、追納した申立人の兄についてはオンライン記録により、平成8年3月及び14年12月に追納申込記録があることが確認できるが、申立人には追納申込記録が入力されていないことから、申立人の両親が申立人の保険料を追納していたとは考え難い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成9年12月から10年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 52 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年12月から10年3月まで
大学生のときの国民年金保険料については免除を受けていたが、平成11年ごろに両親が追納してくれた。同じく学生時代に免除を受けていた長兄は追納の記録になっているのに、自分が免除の記録のままになっているのは、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の両親は、同じく学生時代に国民年金保険料の免除を受けていた長男について追納記録があるので、長女である申立人についても、同様に追納の申込及び追納保険料の納付を行ったと主張しているが、追納申込の有無について主張が変遷するなど、追納手続に関する記憶が曖昧である。

また、申立人の父が提出した預金通帳の写し（平成11年6月から12年2月までの期間）には、出金記録の欄に申立人の保険料を納付した旨のメモ書きがあるが、いずれも申立人の平成10年度分の保険料を過年度納付した日及び納付金額と一致しており、申立期間について追納していたことの根拠とはなり得ない上、申立期間の保険料を追納していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料の追納していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立期間においては、既に社会保険庁の事務処理が完全オンライン化されており、追納申込の記録を入力処理しない限り、追納納付書が発行されることはシステム上あり得ず、追納した申立人の長兄についてはオンライン記録により、平成8年3月及び14年12月に追納申込記録があることが確認できるが、申立人には追納申込記録が入力されていないことから、申立人の両親が申立人の保険料を追納していたとは考え難い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年7月から63年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和43年7月から63年3月まで

私は、結婚後の昭和43年ごろにA市役所で国民年金に加入し、時期ははっきりと覚えていないが、国民年金保険料を2回まとめて納付した。43年7月から52年3月分までの保険料約28万円と、53年11月から63年3月分までの保険料20数万円の合計約60万円を納付した。また、52年4月から53年10月までの保険料も納付書で納付していた。社会保険庁の記録で、平成2年7月及び8月の2か月分しか納付されていないことになっており、納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和43年ごろに国民年金に加入したと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の20歳加入者及び第3号被保険者の資格取得日から、申立人は、平成4年7月から12月の間に加入手続を行ったことが推認でき、A市役所が保管する国民年金被保険者名簿において、国民年金被保険者資格の新規取得届出日が同年8月6日となっていることとも符合する。

また、氏名検索及び申立期間に係る個人別記号番号払出簿の縦覧調査の結果、申立人の氏名は無く、別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらず、申立人が加入手続を行った平成4年の時点で、申立期間は時効により国民年金保険料を納付することができない。

さらに、昭和43年以降に3回の特例納付が実施されているが、申立人が納付したと主張する金額は、それぞれの特例納付制度を利用して、その時点までの未納保険料を一括して納付するのに必要な金額といずれもと大きく異なっている上、最後の第3回特例納付は、昭和36年4月から53年3

月分までを対象としており、53年11月から63年3月までの保険料を一括して納付したとする申立人の主張には不自然さが認められる。

加えて、申立人は、加入手続及び特例納付を行った時期、納付場所、納付方法等についての記憶が曖昧で、申立期間以外にも未納が散見される上、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿・確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成3年3月から7年1月までの期間及び同年10月から8年4月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成3年3月から7年1月まで
② 平成7年10月から8年4月まで

平成3年3月から7年1月までの期間については、20歳になったら国民年金保険料を納付する義務があると父に言われて加入手続きを行い、郵便局で保険料を納付していたので、未納とされていることは納得できない。

また、平成7年10月から8年4月までの期間については、会社を退職してから、自分で国民年金への切替手続きを行い、保険料を納付してきたが、記録では未加入とされており、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人は、国民年金の加入手続きを行った時期、加入手続きについての記憶が曖昧である上、国民年金保険料の納付場所について「郵便局だったと思う。」と申述しているが、A市役所に照会したところ、「平成8年4月から郵便局での口座振替を開始した際の記録に、現金納付はできない旨の記載があり、申立期間当時、窓口での現金納付はできなかったと思われる。」と回答していることから、申立期間当時、同市では郵便局で保険料を納付することはできなかったと考えられる。

また、申立期間②については、厚生年金保険加入期間と厚生年金保険加入期間の狭間の期間であり、申立人が所持する年金手帳の「国民年金の記録」欄の最初の欄には、申立期間②以降の平成14年1月16日に第1号被保険者資格を取得したことが記載されており、申立期間②について厚生年金保険から国民年金への切替手続きを行った形跡は見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から37年3月までの期間、同年7月から38年3月までの期間、同年10月から40年3月までの期間、44年4月から同年12月までの期間及び46年1月から51年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から37年3月まで
② 昭和37年7月から38年3月まで
③ 昭和38年10月から40年3月まで
④ 昭和44年4月から同年12月まで
⑤ 昭和46年1月から51年3月まで

昭和39年3月に亡夫と結婚した後は、私が夫婦二人分と義母の分の国民年金保険料を一緒に納付していたのに、夫に未納期間があるのは納付できない。また、結婚前の期間についても納付していたと思うので、記録を訂正してほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の納付記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②並びに申立期間③のうち結婚前の昭和39年3月までの期間については、申立人及び当時同居していたその母は既に他界していることから、国民年金保険料の納付実態が不明である。

また、申立期間③のうち結婚後の昭和39年4月から40年3月までの期間並びに申立期間④及び⑤については、保険料を納付していたと主張する申立人の妻も未納となっている。

さらに、申立人の妻は、保険料は集金人に納付しており、納付書で納付した記憶は無いと述べているが、当時居住していたA区では、職員による集金は昭和44年度末で終了したことを確認済みであることから、申立期間

⑤は集金人に保険料を納付することはできず、申立内容に不自然さが認められる。

加えて、申立期間は5回に及び、申立期間以外にも未納が散見される上、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から49年1月までの期間及び50年4月から51年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和13年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和36年4月から49年1月まで
② 昭和50年4月から51年3月まで

私は国民年金に制度発足当初から加入し、結婚するまでは郵便局で印紙を買って、国民年金手帳に貼っていたことを記憶している。結婚後は、同居していた夫と義母の国民年金保険料と合わせて、3人分の保険料を自分が納付していたのに、申立期間が未納となっているのは納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①のうち、結婚前の昭和36年4月から39年3月までの期間については、申立人は、国民年金保険料の納付方法について、郵便局で国民年金印紙又は収入印紙を購入し国民年金手帳に貼付していたと主張しているが、郵便局では国民年金印紙を扱っていない上、保険料は収入印紙で納めることは制度的にできない。

また、申立期間①のうち結婚後の昭和39年4月から49年1月までの期間及び申立期間②については、申立人の夫も大部分が未納となっている上、申立人は、保険料は集金人に納付しており、納付書で納付した記憶は無いと述べているが、当時居住していたA区では、職員による集金は昭和44年度末で終了したことを確認済みであることから、44年4月以降については、申立人の主張する納付方法と符合せず、申立内容に不自然さが認められる。

さらに、申立人は、申立期間以外にも未納が散見される上、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無

く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成元年11月5日から2年1月10日まで
② 平成8年7月から10年7月まで

私は、平成元年11月5日から2年1月10日まではA社に勤務し、8年7月から10年7月まではB社に勤務していたのに厚生年金保険の加入記録が無いので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人の同僚の証言から、申立人がA社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、当該事業所の総務経理担当者は、「当時は社員の出入りが激しく、厚生年金保険に加入させてもすぐに退職してしまい社会保険の事務手続きが煩雑になるので、3か月の試用期間中は、厚生年金保険等に参加させない旨の就業規則を設けていた。」と証言している。

また、社会保険庁のオンライン記録により、当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者縦覧照会回答票を確認したところ、申立期間に申立人の氏名は無く、健康保険整理番号の欠番も無い。

2 申立期間②について、申立人が所持している名刺から、申立人がB社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立期間当時、申立人の年齢は60歳以上であり、申立人の上司は申立人のことを記憶しておらず、「当時C部では、現場で働く55歳以上の人は、本人の了解を得て厚生年金保険等に参加しないことを条件に採用していた。」と証言している。

また、社会保険庁のオンライン記録により、当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者縦覧照会回答票を確認したところ、申立期間に申立人の氏名は無く、健康保険整理番号の欠番は無い。

- 3 申立期間①及び②について、申立人は、申立期間当時、国民健康保険に加入していたと供述している上、申立期間における雇用保険の加入記録も無く、申立人が申立期間において、事業主により厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる給与明細書等の関連資料及び周辺事情は無い。

- 4 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和39年9月から42年3月まで
② 昭和48年3月から57年12月まで
(厚生年金保険加入期間を除く。)
③ 昭和59年4月から同年5月まで
④ 昭和59年10月から60年2月まで

私は、昭和39年9月から42年3月まではA区BのC事業所に住み込みで働いており、48年3月から57年12月まではD社のE店、F店、その後G県のH店、I店、J店に勤務していた。また、59年4月から同年5月まではK社、59年10月から60年2月まではL社(M支社)に勤務していたので、以上の期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人が勤務していたと主張するC事業所は、社会保険事務所の記録では、厚生年金保険の適用事業所となっていない。

また、申立人が申立期間において、事業主により厚生年金保険料を控除されていたことを示す給与明細書等の関連資料が無く、申立人に係る勤務実態、厚生年金保険の適用等の状況について、当該事業所は適用事業所となっていないため、これらを確認できる関連資料及び証言を得ることはできなかった。

2 申立期間②のD社「E店、F店」について、社会保険事務所が保管する同社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿によれば、申立人は同事業所が厚生年金保険の新規適用事業所となった昭和48年5月1日と同日に被保険者資格を取得したこと、及び申立人がN市に異動したとする49年4月26日に資格喪失したことが確認できる。

また、同事業所は昭和 50 年 8 月 1 日に事業を廃止しており、同事業を継承した事業主に照会したものの、申立人の申立期間に係る勤務実態、厚生年金保険の適用等の状況について、これらを確認できる関連資料及び証言を得ることができない上、申立人は同僚数名の姓のみを記憶していたが、上記被保険者名簿に該当者が見当たらず特定が不能であったため同僚等の調査が実施できない。

さらに、申立人が勤務していたと主張するH店、I店及びJ店は、いずれも社会保険事務所の記録では、厚生年金保険の適用事業所とはなっていない。

加えて、申立人が申立期間において、事業主により厚生年金保険料を控除されていたことを示す給与明細書等の関連資料及び周辺事情が無く、申立人に係る勤務実態、厚生年金保険の適用等の状況について、当該事業所は適用事業所となっていないため、これらを確認できる関連資料及び証言を得ることはできなかった。

このほか、申立期間のうち、社会保険事務所で保管する申立人の国民年金の特殊台帳によれば、昭和 49 年 4 月から同年 9 月までの期間が納付済み（61 年 2 月 12 日に還付）、及びその後 51 年 4 月から 58 年 3 月までの期間が申請免除と記録されていることが確認できる。

- 3 申立期間③について、社会保険庁のオンライン記録により、K社の健康保険厚生年金保険被保険者縦覧照会回答票を確認したところ、申立期間に申立人の氏名は無く、健康保険整理番号の欠番も無い。

また、事業主が申立人の給与より申立期間の保険料を控除していたことを示す給与明細書等の資料が無く、同事業所は昭和 60 年 6 月 29 日に事業を廃止しているため、事業主に申立人の申立期間に係る勤務実態、厚生年金保険の適用等の状況について照会を行うことができず、これらを確認できる関連資料及び証言を得ることができなかった。

さらに、申立人は短期のアルバイトであったため同僚の氏名を覚えていないと述べており、申立人に係る勤務実態、厚生年金保険の適用状況、保険料の控除について、同僚等の調査が実施できなかったため、これらはいずれも不明である。

- 4 申立期間④について、社会保険庁のオンライン記録により、L社の厚生年金保険被保険者縦覧照会回答票を確認したところ、申立期間に申立人の氏名は無く、健康保険整理番号に欠番は無い。

また、申立人の就労状況、厚生年金保険料の控除等について、事業主は、社員名簿に申立人の記載が無く在籍が確認できないこと、資料の保存が無いため不明であること、申立人の厚生年金基金の加入記録が無いこと、及び申立期間当時、女性職員を採用した実績が無いことから申立人が在職した可能性は著しく低いと回答している。

さらに、申立人が申立期間において、事業主により厚生年金保険料を控除されていたことを示す給与明細書等の関連資料が無く、申立人は、「約4か月の臨時雇用であった。同僚の氏名を覚えていない。」と述べており、申立人に係る勤務実態、厚生年金保険の適用状況、保険料の控除について、同僚等の調査が実施できなかった。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 4 月から 40 年 2 月まで
私は、昭和 39 年 4 月から 40 年 2 月まで、A 区 B にあった C 社で D（職種）の仕事をしていた。厚生年金保険に加入していたはずであるが、記録が無いとする社会保険事務所の回答に納得できない。

第3 委員会の判断の理由

昭和 39 年 4 月 14 日付けの事業所から発行された申立人の身分証明書の写し及び元同僚二人の証言から、申立人が申立期間において C 社で D（職種）として勤務していたことは推認できる。

しかし、当該事業所は、「申立人が所持する身分証明書の写しについては、社印が押印されていることから、当社が発行したものであると推察しているが、当時の社員だった複数の者に確認してもらったところ、当該身分証明書が社員に配付されていたものであるという証言が得られず、臨時的に申立人に渡されたものと推察する。また、申立期間当時の人事一件書類、本社人員配置表（非常勤職員を含む。）、人事に係る掲示及び社内報を確認したが、申立人の氏名は無く、申立人の在籍を確認できない。」と回答しており、申立人の当該事業所における雇用実態は不明である。

また、上記元同僚のうちの一人は、「申立人と D（職種）の部署で一緒に仕事をしていたことは覚えているが、D（職種）をどのような処遇で採用していたかは不明である。部署によっては 6 か月程度の試用期間があったと聞いたことがある。」と、他の一人は「申立人は、正社員というよりも臨時雇用社員という印象がある。」と供述している。

さらに、社会保険事務所が保管する当該事業所の厚生年金保険被保険者名簿の申立期間に申立人の氏名は無く、整理番号の欠番も無い上、申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

千葉厚生年金 事案 1363 (事案 215 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和31年10月から34年10月まで
② 昭和34年11月から37年12月まで

当初の判断後、新たな資料は見つからないが、申立期間において、A社及びB社に正社員として勤務していたはずなので、再調査願いたい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立期間当時のことを証言してくれる同僚等がないこと、事業所にも申立人が雇用されていたとする資料が残されていないこと、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、既に当委員会の決定に基づき平成20年11月26日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人は、新たな資料の提出が無く、申立期間において、正社員としてA社及びB社に勤務し、給与から厚生年金保険料を控除されていたとの主張を繰り返すが、これは委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められない。

また、口頭意見陳述においても、申立人の主張を認めるに足るだけの新たな事情は確認できなかった。

このほか、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成12年10月1日から13年10月1日まで
② 平成14年10月1日から17年9月1日まで

私は、A社に勤務していたが、申立期間の標準報酬月額の記録が当時支給されていた給与額より少ないので、給与額に見合う標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する給与明細書の写し及びA社から提出された給与台帳の写しにより確認できる給与支給額に見合う標準報酬月額は、申立期間において、申立人の主張するとおり、社会保険事務所に届け出られた標準報酬月額（平成12年10月から13年9月までの期間及び14年10月から16年8月までの期間については24万円、同年9月から17年8月までの期間については22万円）よりも高いことが確認できる。

しかし、給与明細書及び給与台帳で確認できる申立期間の厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、いずれも社会保険事務所に届け出られた標準報酬月額と一致していることから、事業主は、申立人の申立期間について、社会保険事務所の記録どおりの標準報酬月額に見合った厚生年金保険料を給与から控除していたことが認められる。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 4 月 16 日から 48 年 6 月 1 日まで
私は、退職時に脱退手当金の請求手続きを行った覚えは無く、脱退手当金を受け取った覚えも振り込まれたことも無い。会社に問い合わせたら、退職時に脱退手当金を請求することは一切行っていないとの回答であった。脱退手当金は受給していないので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の脱退手当金の計算の基礎となったA社及びB社に係る申立人の被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約2か月後の昭和48年8月10日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人の厚生年金保険被保険者期間の被保険者記号番号は、申立期間である2回の被保険者期間は同一番号で管理されているにもかかわらず、申立期間後の被保険者期間は別の番号となっており、脱退手当金を受給したために番号が異なっているものとするのが自然であるほか、申立期間の事業所を退職後、次の事業所に勤務するまでの10か月間は国民年金の強制加入期間であるにもかかわらず、国民年金に加入していないなど、脱退手当金を受給せずに厚生年金保険加入期間と国民年金加入期間とを通算しようと考えていたとは推認できない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 17 年 9 月 15 日から 20 年 6 月 9 日まで
私は、昭和 16 年 4 月に A 社 B 支所に入社し、20 年 6 月に C (地名)
(現在は、D 国) にあった日本陸軍へ入営するまで、同社で継続して勤務していた。社会保険庁の記録では、17 年 6 月 1 日に厚生年金保険の被保険者資格取得、同年 9 月 15 日資格喪失とされているが、これ以降、上記の兵役に就くまでの期間が厚生年金保険被保険者とされていないのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 16 年 4 月 1 日に A 社 B 支所に入社し、17 年 3 月 11 日に E (地名) (現在は、F 国) に派遣されたと述べており、社会保険事務所が保管する当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、同年 2 月 1 日に労働者年金保険 (現在は、厚生年金保険) の被保険者資格を取得し、労働者年金保険法が完全施行された同年 6 月 1 日から労働者年金保険料の徴収が開始されていることが確認できる。

一方、労働者年金保険法においては、内地 (現在の日本国内) の事業所を適用の対象とし、外地の事業所に勤務する者は被保険者とならない取扱いとなっているところ、内地の事業所で被保険者資格を取得してから外地へ転出した者は、被保険者資格が継続する取扱いとなるが、外地の事業所からさらに他の外地の事業所に勤務することになった場合の被保険者資格の継続については、触れられていない。

また、A 社は、「G (社史名)」によれば、昭和 17 年 9 月 15 日に、大規模な組織改編があったことがうかがえ、申立人は、同日に被保険者資格を喪失していることから、「さらに他の外地の事業所に勤務することになった者」として、被保険者とならない取扱いを受けることになったと推認できる。

さらに、A 社は、終戦直後に解散して厚生年金保険法の適用事業所では

なくなっており、当時の関係資料は既に廃棄されていることから、申立人の外地勤務における労働者年金保険の取扱いについて確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

なお、申立人と共にE（地名）に派遣され、時期を前後してC（地名）に転勤した元同僚については、申立人の被保険者期間と同じ昭和 17 年 6 月 1 日から同年 9 月 15 日までの被保険者期間のほかに、18 年 2 月 1 日から同年 7 月 1 日までの被保険者期間があるが、当該同僚は、内地に一時帰還した事実があることから、内地で新たに取得した被保険者資格が継続していたものと推認できる。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 8 年 4 月 1 日から 10 年 2 月 6 日まで
社会保険事務所から、私の標準報酬月額が平成 8 年 4 月に遡^{そきゆう}及して 15 万円に訂正されている旨の説明があったが、当時は、100 万円ぐらいの報酬であったので、この記録には納得できない。遡及訂正前の標準報酬月額に戻してもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

A社は、平成 10 年 2 月 6 日に解散を理由に厚生年金保険の適用事業所でなくなっているところ、社会保険庁のオンライン記録により、その翌月の同年 3 月 5 日に申立人の標準報酬月額の記録が 8 年 4 月から同年 6 月までの期間については 59 万円から、同年 7 月から 9 年 12 月までの期間については 41 万円から、10 年 1 月の記録が 32 万円から、それぞれ 15 万円に遡及して訂正されていることが確認できる。

しかし、申立人は、A社の閉鎖事項全部証明書により、当該事業所の代表取締役であったことが確認できる。

また、申立人は、「社会保険料の滞納は無く、当該減額訂正に関与していない。」と主張しているが、社会保険事務所では、「標準報酬月額の訂正処理を行う場合、会社の代表者印が押印された届書でなければ受け付けない。」と回答しており、申立人は、「代表者印を自分で保管していた。」と認めていることを踏まえると、代表取締役である申立人が当該標準報酬月額の遡及訂正処理に関与していなかったとは認め難い。

これらの事情を総合的に判断すると、代表取締役である申立人が自らの標準報酬月額の訂正処理に関与しながら、当該減額処理が有効なものではないと主張することは、信義則上許されず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 3 年 11 月 1 日から 4 年 12 月 31 日まで
社会保険事務所職員から、私の標準報酬月額が平成 3 年 11 月に遡及^{そきゅう}して 8 万円に訂正されている旨の説明があったが、当時は、20 万円ぐらゐの報酬であったので、この記録には納得できない。遡及訂正前の標準報酬月額に戻してもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

A社は、平成 4 年 12 月 31 日に休業を理由に厚生年金保険の適用事業所でなくなっているところ、社会保険庁のオンライン記録により、その約 2 か月後の 5 年 2 月 4 日に申立人の標準報酬月額の記録が 3 年 11 月から 4 年 11 月までの期間について 20 万円から 8 万円に遡及して訂正されていることが確認できる。

しかし、A社の閉鎖事項全部証明書により、申立人は、申立期間当時、取締役であったことが確認できる。

また、当該事業所の代表取締役は申立人の夫であり、標準報酬月額の遡及訂正が行われているのは、厚生年金保険の被保険者であった 5 人のうち、代表取締役であった申立人の夫、取締役であったその子及びその義妹を含めた 4 人であり、申立人は、「夫に聞いたところ厚生年金保険料等の負担が困難になり従業員の資格喪失届や全喪届を提出したが、遡及訂正については行っていないと言っており、私も相談されたことはない。」と述べている一方、主に二人で会社を運営していたかの質問に否定はしておらず、当該遡及訂正処理についての関与を否定する事情が見当たらないことから、代表取締役の妻で取締役であった申立人が当該減額訂正処理に関与していなかったとは認め難い。

これらの事情を総合的に判断すると、取締役である申立人が自らの標準報酬月額の訂正処理に関与しながら、当該減額処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 4 月から 51 年 6 月まで

私は、昭和 50 年 4 月に A 事業所の B 支店に採用され、A 事業所が C 事業所（現在は、D 事業所）に商号変更した後の 51 年 6 月まで勤務し、厚生年金保険料を控除されていたのに、この期間が厚生年金保険被保険者期間となっていないことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

商業登記簿目録から、昭和 48 年 6 月 14 日に A 事業所が設立され、51 年 4 月 1 日に C 事業所に商号変更されていることが確認できるが、社会保険事務所の記録から、当該事業所は申立期間の後の同年 7 月 1 日から厚生年金保険の適用事業所となっていることが確認できる。

また、当時申立人と一緒に勤務していた同僚 2 名（うち 1 名は申立人の夫）の当該事業所における厚生年金保険の資格取得日は、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所となった昭和 51 年 7 月 1 日となっており、申立期間において厚生年金保険の加入記録は見当たらない。

さらに、申立人の申立期間における厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の関連資料が無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 7 年 6 月 1 日から 9 年 5 月 2 日まで
私の申立期間の標準報酬月額が 9 万 2,000 円に引き下げられているのは、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

A社は、平成 9 年 5 月 2 日に休業を理由に厚生年金保険の適用事業所でなくなっているが、社会保険庁のオンライン記録により、同年 5 月 16 日付けで、申立人の標準報酬月額の記録が 7 年 6 月から 9 年 4 月までの期間について 41 万円から 9 万 2,000 円に遡^{そきゆう}及して訂正されていることが確認できる。

しかし、申立人は、A社の閉鎖登記簿謄本により、取締役であったことが確認できる。

また、申立人は、「厚生年金保険の資格喪失手続に社会保険事務所に行った際、職員から標準報酬月額を下げれば厚生年金保険料を安くできると説明を受け、遡及訂正処理に同意して代表者印を職員に渡した。当該職員は、3 か月間くらいの訂正処理だと言っていた。」と供述していることから、対象期間の確認はできないものの、遡及訂正処理を行うことに同意していたことが認められる。これらのことから、申立人は、経理担当取締役として、当該減額処理に係る事業所の意思決定について一定の責任を有していたと認められる。

これらの事情を総合的に判断すると、経理担当取締役である申立人が自らの標準報酬月額の訂正処理に関与しながら、当該処理が有効なものでないと主張することは、信義則上許されず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 38 年 4 月 1 日から同年 6 月 1 日まで
② 昭和 38 年 10 月 30 日から 39 年 4 月 1 日まで
③ 昭和 39 年 8 月 1 日から同年 11 月 10 日まで
④ 昭和 40 年 1 月 9 日から同年 5 月 1 日まで
⑤ 昭和 40 年 8 月 1 日から同年 10 月 1 日まで
⑥ 昭和 40 年 12 月 22 日から 41 年 5 月 1 日まで
⑦ 昭和 41 年 7 月 16 日から同年 10 月 16 日まで
⑧ 昭和 41 年 12 月 28 日から 42 年 4 月 1 日まで

私は、A事業所（現在は、B事業所）に臨時職員として勤務していた。当時は、1年間のうち6か月間のみについては、当該事業所から給与が支給され、その他の期間については、別の事業所から給与が支給されると聞いていたが、厚生年金保険の加入記録をみると、6か月より少ない期間の加入記録しかなく、期間の欠落が長すぎるのは納得できない。申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、B事業所から提出された申立人に係る非常勤職員の採用決裁文書の写しにより、申立人が、申立期間①においてA事業所に勤務していたことが認められる。

しかし、申立期間①は、申立人が当該事業所において勤務を開始した直後の2か月間であり、昭和28年9月9日付け厚生省保険局健康保険・厚生年金保険課長通知により、非常勤職員については2か月を超えて勤務するに至った場合において、厚生年金保険の適用について判断・決定されることとなっていたことから、申立人は、申立期間①に

ついて厚生年金保険が適用されなかったものと考えられる。

- 2 申立期間②から⑦については、当該事業所から提出された健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認通知書及び同喪失確認通知書の写しにより、社会保険事務所の記録どおりの被保険者期間が届けられていることが確認できる。

また、当該事業所から提出された申立人に係る非常勤職員の採用決裁文書の写しにより、申立人の採用期間は、社会保険事務所に届けられた申立期間②から⑦の前後の被保険者期間とおおむね符合している上、当該事業所は、申立期間②から⑦についての申立人の勤務実態は不明と回答している。

- 3 申立期間⑧については、申立人に係る非常勤職員の採用決裁文書の写しにより、申立期間⑧のうち、昭和 42 年 2 月 1 日から同年 2 月 28 日までは勤務が確認できる。

しかし、当該勤務は 2 か月以内の期間のため、申立人は、上記通知に基づき厚生年金保険が適用されなかったものと考えられる。

- 4 社会保険事務所が保管する当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立期間において申立人の氏名は無く、健康保険整理番号に欠番は無い上、ほかに申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 5 なお、申立人は、1 年間のうち 6 か月間のみについては、当該事業所から給与が支給され、その他の期間については、別の事業所から給与が支給されていたと述べているが、その他の期間について給与を支給していた事業所の名称を記憶しておらず、雇用の実態は不明である。

- 6 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。